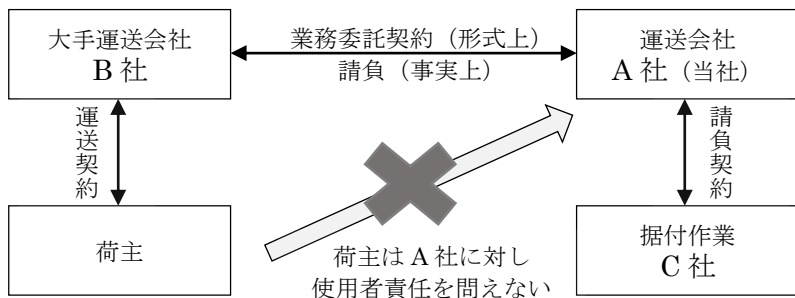




### 【事例 11：下請会社の事故の使用者責任に関して】

**Q** 当社（A 社）は大手運送会社 B 社から業務委託を受けた運送会社です。契約上は指揮監督の下で委託業務をする事になっていますが、形式的なもので、実際は指揮監督の下で業務を行っているとは言えない状態です。今回運送業務終了後、その納入据付作業で当社の下請会社（C 社）の事故で 400 万円近くの損害が発生しました。B 社の荷主より、当社の使用者責任（民法第 715 条）を当社に求められています。どのように対応したらよいのでしょうか？

**A** 現在大手運送会社 B 社と業務委託契約を結んでいます。実質上、指揮・監督命令下になく、空文化していると言えます。相応の独立性を保ったまま業務委託をしているものとみなされます。つまり、A 社と C 社の関係が請負であるだけでなく、実質上 B 社と A 社の関係も請負とみなされますので、A 社に対しての使用者責任は適用されません。（大阪地裁 H23.1.13 判）



#### 民法第 715 条（使用者等の責任）

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。